



2024年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社モスフードサービス
代表者名 代表取締役社長 中村 栄輔
(コード：8153 東証プライム市場)
問合せ先責任者 執行役員 経営サポート本部長
川越 勉
(TEL. 03-5487-7371)

業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2016年度より導入（その後の継続を含む。）した当社取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）を対象とした、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の一部改定に関する議案（以下「本議案」という。）を2024年6月26日開催予定の第52回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、当社と委任契約を締結する執行役員も本制度の対象者として、追加する予定です。

記

1. 本制度の一部改定の目的等

- (1) 当社は、当社取締役の中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、本制度を導入しております。今般、中長期の経営戦略を着実に遂行させることにより、株主の皆様のご期待に応え、企業価値の増大の貢献意識をより一層高めることを目的として、本制度の一部改定をいたします。
今般の一部改定に伴い、取締役の報酬体系をより業績連動性の高い仕組みへ見直すことといたします。
- (2) 本制度の一部改定は、本株主総会において本議案の承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度は、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、取締役に対し当社株式を交付する制度です。

2. 本制度の一部改定について

(1) 本制度の概要

本制度は、連続する3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象として、設定済のB I P信託（以下「本信託」という。）から、役位および業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を取締役の退任後に行う制度です。ただし、本年度から実施する改定後の本制度の対象期間については、現中期経営計画の残存期間である2025年3月31日で終了する事業年度（以下「当初対象期間」という。）とします。

なお、改定前の本制度は、2023年3月31日で終了する事業年度および2024年3月31日で終了する事業年度を対象として、2025年3月31日で終了する現中期経営計画で掲げる親会社株主に帰属する当期純利益の業績目標の達成度等に応じて、当社株式の交付を取締役に退任後に行う取扱といたします。

(2) 制度改定にかかる本株主総会決議

本株主総会において、当社取締役へ交付する当社株式の取得のための本信託への拠出金額の上限および取得株式数の上限その他必要な事項を決議します。なお、下記(4)イの信託期間の延長を行う場合は、当社取締役を対象とする報酬については、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時に信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことを取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役には、その退任後に、受益者要件を満たしていることを条件として、所定の受益者確定手続を経た上で、退任時（当該取締役が死亡した場合は死亡時）の累積ポイント数（下記(5)に定める。）に応じた数の当社株式について、本信託から交付が行われます。

受益者要件は以下のとおりです。

- ① 対象期間中に取締役として在任していること（対象期間中に新たに取締役になった者を含む。）
- ② 取締役を退任していること
- ③ 国内居住者であること
- ④ 正当な理由に基づき取締役を解任された者または取締役会による辞任勧告に従い辞任した者でないこと
- ⑤ 下記(5)に定める累積ポイント数が決定されていること
- ⑥ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(4) 信託期間

ア 本制度改定後の信託期間

2024年9月（予定）から2028年9月末日（予定）までの約4年間とします。

イ 本信託の継続

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長するとともに、翌3事業年度を新たな対象期間とし、当社は、新たな対象期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、当社取締役に対するポイント数（下記(5)に定める。）の付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託契約の変更時に信託財産内に残存する当社株式（取締役に割り当てられた予定ポイント数の残高に相当する当社株式および取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

(5) 取締役に交付が行われる当社株式の数

信託期間中に、取締役には、信託期間中に毎年一定の時期に、ポイント（以下「付与ポイント」という。）が付与されます。また、付与ポイントの一定割合は、対象期間中の最終事業年度終了

後（当初対象期間中は 2025 年 3 月 31 日で終了する事業年度終了後）、業績目標の達成度等に応じて、付与ポイントの合計について加算または減算します。

1 ポイントは当社株式 1 株とし、信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

取締役の退任時（当該当社取締役が死亡した場合は死亡時）に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）を算定し、累積ポイント数に応じて当社株式の交付を行います。

(6) 本信託に拠出される信託金の上限額および本信託において取締役に付与するポイントの総数の上限

対象期間内に当社が、本信託に拠出される信託金の上限額および取締役に付与するポイントの総数は、本株主総会決議において承認されることを条件として、以下のとおりとします。

本制度の内容の一部改定後の当初、本信託に拠出される信託金の上限額 137 百万円^{※1※2}

※1 上記（4）イの本信託の継続を行う場合は、3 事業年度を対象として、103 百万円を当該継続の際の上限額とします。

※2 信託金の上限額は、取締役の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

本制度の内容の一部改定後の当初、取締役に對して付与するポイント総数の上 41,000 ポイント^{※3※4}

※3 上記（4）イの本信託の継続を行う場合は、取締役に對して付与するポイント総数の上限は、3 事業年度を対象として、31,000 ポイントを上限とします。

※4 取締役に對し付与するポイント総数の上限は、上記の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定されています。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（6）の本信託に拠出する信託金の合計上限額および取得株式数の上限の範囲内で、株式市場または当社（自己株式処分）からの取得を予定しています。

(8) 当社の取締役に對する当社株式の交付の方法および時期

受益者要件を満たす当社取締役が退任した場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時まで付与されていた累積ポイント数に相当する数の当社株式について本信託から交付が行われます。

なお、信託期間中に当社取締役が国内非居住者となった場合、原則としてその時点における累積ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役が受けるものとし、また、信託期間中に当社取締役が死亡した場合、原則としてその時点における累積ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、当該取締役の相続人が、その換価処分相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち上記(8)により取締役へ交付が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

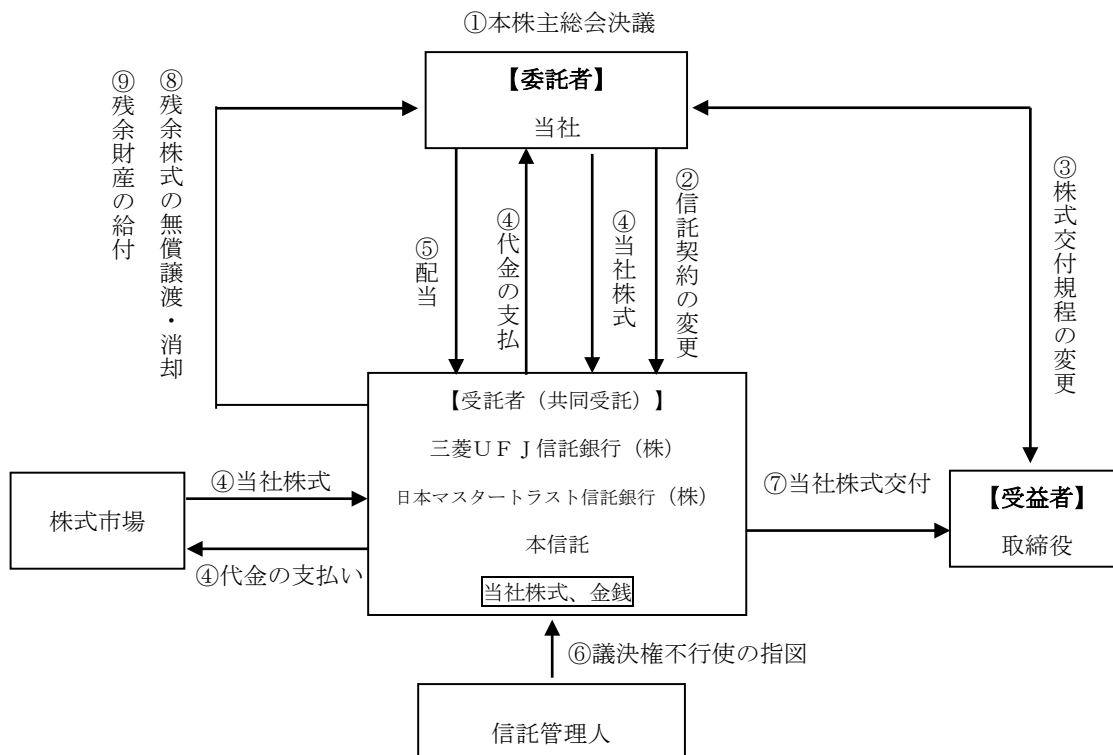
(10) 本信託内の当社株式にかかる配当の取扱い

本信託内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。信託報酬および信託費用に充てられた後、信託終了時に残余が生じた場合には、当社および当社取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。なお、本信託を継続利用する場合には、当該残余資金は株式取得資金として活用されます。

(11) 信託期間満了時の残余株式の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、株主還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しております。

3. 本制度の概要



- ①当社は本株主総会において、本制度の一部改定に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ②当社は、信託契約の変更の合意に基づき、①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を追加信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（本信託）の信託期間を変更します。
- ③当社は本制度の改定にあたり、株式交付規程を変更します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、②で追加信託された金銭と既存の本信託に残存する金銭を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、役位や業績目標の達成度等に応じて取締役に對し一定のポイントが付与されます。受益者要件を満たす取締役は、取締役の退任時に累積したポイント数に相当する株数の当社株式の交付を受けます。
- ⑧信託終了時に残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定です。

※ 本信託内の株式数が、信託期間中に取締役に對して定められる累積ポイント数に對した株式数に不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

(ご参考)

本制度（当社と委任契約を締結する執行役員を対象に含む。以下当社取締役とあわせて、「取締役等」という。）にかかる信託契約の内容は、次のとおりです。

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|---|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤受益者 | 取締役等のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 2016年9月1日（2024年8月に変更予定） |
| ⑧信託期間 | 2014年9月1日～2025年9月末日（2024年8月付の信託契約の変更により2028年9月末日まで変更予定） |
| ⑨議決権行使 | 行使しない |
| ⑩信託金上限額 | 178百万円（うち取締役分137百万円）（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑪株式の取得方法 | 株式市場または当社（自己株式処分）より取得 |
| ⑫帰属権利者 | 当社 |
| ⑬残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |